



安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社
 東京都中央区日本橋本町4-3-8
 担当
 TEL(03)3270-2701
 FAX(03)3270-2720
 緊急連絡 同上
 改訂日 2021/10/12
 SDS整理番号 08125380

製品等のコード : 0812-5380

製品等の名称 : 塩酸 20%

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
 染料、香料、農薬・医薬原料、医薬中間体、金属防錆・防蝕剤、人工皮革、
 合成中間体、ロウ付彫刻、ブドウ糖・シロップの製造、デンプンの糖化、
 エッチング用、排水処理用、後処理用骨炭の再生、トイレ用洗剤 など



H—C1

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	
引火性液体	: 区分に該当しない
自然発火性液体	: 区分に該当しない
自己発熱性化学品	: 区分に該当しない
酸化性液体	: 区分に該当しない
健康に対する有害性	
急性毒性(経口)	: 区分4
急性毒性(吸入:ミスト)	: 区分4
皮膚刺激性/刺激性	: 区分1A
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 区分1
呼吸器感受性	: 区分1
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分1(呼吸器系)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分1(歯、呼吸器系)
環境に対する有害性	
水生環境有害性 短期(急性)	: 区分2

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

飲み込むと有害(経口)
 吸入すると有害(ミスト)
 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
 重篤な眼の損傷
 呼吸するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
 呼吸器系の障害
 長期または反復暴露による歯、呼吸器系の障害
 水生生物に毒性

注意書き

【安全対策】
 ミスト、蒸気などを吸入しないこと。
 取扱い後は、よく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具を着用すること。
 環境への放出を避けること。

【救急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせない。気分が悪い時は医師に連絡すること。
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと、取り除くこと。
 皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。
 眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
 気分が悪い時は、医師の診察、手当を受けること。
 呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

直射日光を避け、容器を密閉して冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務を委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	:	化学物質（塩化水素の水溶液）
化学名	:	塩酸 （英名）Hydrochloric acid（TSCA名称）
成分及び含有量	:	塩化水素、20.0～21.0%
化学式及び構造式	:	HCl、ClH、構造式は上図参照（1ページ目）。
分子量	:	36.46
官報公示整理番号	:	(1)-215
化審法	:	公表化学物質（化審法番号を準用）
安衛法	:	
CAS No.	:	7647-01-0
EC No.	:	231-595-7（Hydrogen chloride）
危険有害成分	:	塩化水素 ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 98 表示対象物 政令番号 98 特定化学物質等障害予防規則 第三類物質 腐食性液体 ・毒物劇物取締法 劇物「塩化水素を含有する製剤」

4. 応急措置

吸入した場合	:	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 呼吸に関する症状が出た時は、医師に連絡する。 気分が悪い時は、医師の治療を受ける。
皮膚に付着した場合	:	直ちに医師に連絡する。 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 皮膚を速やかに多量の水と石鹸で洗う。 直ちに、医師の診断、治療を受ける。 洗浄開始が遅れたり、洗浄不十分の場合は、皮膚障害のおそれがある。 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	:	直ちに医師に連絡する。 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指で拵げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。 眼の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、眼の障害のおそれがある。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
飲み込んだ場合	:	直ちに、口をすすぎ、うがいをする。無理に吐かせてはいけない。 吐かせると再びのどや食道を通り二重に刺激・損傷を受けることになる。 直に水で薄めた牛乳や卵を飲ませて毒性を希釈する。 牛乳、卵がない時は、コップ数杯の水を飲ませ、体内で毒性を薄める。 意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管

- への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。
- 予想される急性症状及び遅発性症状： のど、気管支、肺などを刺激し、粘膜が侵される。多量に吸入すると肺水腫、咽頭けいれん、呼吸器の炎症をおこし、呼吸困難となり死亡することがある。
- 毒性の濃度別人体への作用：
 <塩化水素濃度>
 35ppm 咳、窒息感、胸部圧迫感、のどの痛みを生ずる。
 50～100ppm 1時間以上のばく露は耐えられない。
 100ppm以上 喉頭けいれん、肺水腫をおこす。
 1000～2000ppm 極めて生命危険が高い。
- 医師に対する特別注意事項： 本物質により喘息の症状を示した者は、以後、本物質に接触しないこと。ばく露の程度によっては、定期検診を勧める。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤： 本品は不燃性である。周辺火災に適した消火剤を使用する。
- 使ってはならない消火剤： 粉末消火剤、二酸化炭素、散水、噴霧水、泡消火剤など。棒状放水（本品があふれ出し、生物に対する有害性や環境汚染を引き起こすおそれがある。）
- 特有の危険有害性： 火災により、刺激、腐食性が強い塩化水素ガスが発生するおそれがある。
- 特有の消火方法： 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。風上から消火活動をする。
- 消火を行う者の保護： 環境への流出をできるだけ防止する。有毒ガス等の接触を避けるため、消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：
 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
 風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。
 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
 ガスが拡散するまでその区域を立入禁止とする。
- 環境に対する注意事項、回収、中和：
 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
 漏洩物は、ウエス、雑巾または土砂等に吸着させて、空のプラスチック製容器に回収後、発熱に注意しながらアルカリ剤で中和し廃棄処分する。後処理として、漏洩場所は消石灰などのアルカリ溶液で中和した後、多量の水を用いて洗い流す。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材：
 危険でなければ漏れを止める。
- 二次災害の防止策：
 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
 技術的対策： 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
 ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
- 局所排気・全体換気
 安全取扱い注意事項： 換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
 漏洩すると、材料を腐食させる危険性がある。
 ミスト、蒸気、気体（ガス）を吸入しない。
 皮膚、粘膜等に触れると、炎症を起こす。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
 取扱い後はよく手を洗う。
- 接触回避
 保管： 湿気、水、高温体との接触を避ける。
- 技術的対策： 保管場所は、製品が汚染されないよう清潔にする。
 保管場所は、採光と換気装置を設置する。
- 保管条件： 容器は直射日光や湿気を避けて保管する。
 容器を密閉して冷暗所に保管する。
 一定の場所を定めて、施錠して保管する。

貯蔵する所には、白地に赤枠、赤文字で「医薬用外劇物」の表示を行う。
 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
 混触危険物質 : 金属、アルカリ性物質、強酸化剤
 容器包装材料 : ガラス、ポリエチレン、ポリプロピレン等

<参考> 室温での容器包装材料の耐薬品性(あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要)

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

スチレンゴム クロロプレンゴム(ネオプレン) ニトリルゴム ブチルゴム
 天然ゴム シリコンゴム フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) テフロン
 軟鋼× ステンレス(SUS304× SUS316×) チタン アルミニウム× 銅×
 軟質塩ビ 硬質塩ビ ポリスチレン-ABS ポリエチレン ポリプロピレン
 ナイロン× アセタール樹脂- アクリル樹脂 ポリカーボネート ガラス

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 : 設定されていない
 許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標):
 日本産衛学会 2 ppm, 3.0 mg/m3 最大許容濃度(HCl)
 ACGIH TLV-STEL 2 ppm 最大許容濃度(HCl)
 設備対策 : この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
 取扱場所には局所排気又は全体換気装置を設置する。
 保護具
 呼吸器の保護具 : 呼吸用保護具(酸性ガス用防毒マスク)を着用する。
 ばく露の可能性のあるときは、送気マスク、空気呼吸器、又は酸素呼吸器を着用する。
 手の保護具 : 保護手袋(ネオプレン製、ポリエチレン製など)を着用する。
 眼の保護具 : 眼の保護具を着用する。
 化学飛沫用のゴーグル及び適切な顔面保護具を着用する。
 安全眼鏡を着用する。撥ね飛び又は噴霧によって眼及び顔面接触が起こりうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用する。
 皮膚及び身体の保護具 : 顔面用の保護具を着用する。
 一切の接触を防止するにはネオプレン製の、手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の防具を適宜着用する。
 衛生対策 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
 取扱い後はよく手を洗う。
 汚染された作業衣は作業場から出さない。
 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態
 性状 : 澄明液体
 色 : 無色
 臭い : 刺激臭
 pH : 0.1以下(強酸性)
 <参考データ> 塩酸規定液のpHは次のとおり。
 0.10 (1.0 N); 1.10 (0.1 N); 2.02 (0.01N); 3.02 (0.001 N);
 4.01 (0.0001 N)
 融点 : -27 (38% 塩酸)
 凝固点 : -46.2 (31.2%)
 沸点 : 48 (38% 塩酸)、 110 (20% 塩酸)
 引火点 : 不燃性
 可燃性 : 不燃性
 爆発範囲 : 不燃性
 蒸気圧 : 20 hPa(20) (35% 塩酸)
 相対ガス密度(空気 = 1) : 1.3 (塩化水素)
 密度又は相対密度 : 1.18 (35.4%、20)
 比重 : データなし
 溶解度 : 水、エタノールに混和。
 オクタノール/水分係数 : logPow = 0.25 (塩化水素)
 発火点 : 不燃性
 分解温度 : データなし
 粘度 : 1.9 mPa·s (25) (31.5% 塩酸)
 動粘度 : データなし
 粒子特性 : データなし

GHS分類	
引火性液体	: 塩化水素は不燃性気体（ホンメル（1991））との記述から、本品は区分に該当しないとした。
自然発火性液体	: 塩化水素は不燃性気体（ホンメル（1991））との記述から、本品は区分に該当しないとした。
自己発熱性化学品	: 塩化水素は不燃性気体（ホンメル（1991））との記述から、本品は区分に該当しないとした。
酸化性液体	: 本品は国連危険物輸送勧告でClass 8（UN No. 1789）で、副次危険に酸化性（5.1）がついていないため、区分に該当しないとした。

10. 安定性及び反応性

安定性（反応性・化学的安定性）

	: 通常取扱条件において安定である。 加熱により塩化水素ガスが発生する。 常温では、濃度が約25%以上の塩酸には、発煙性がある。 腐食性あり。
危険有害反応可能性	: 強アルカリと激しく反応し、発熱する。 金属を侵して水素ガスを発生し、これが空気と混合し、引火源があると爆発の危険性がある。 コンクリートを侵す。 強酸化剤と反応し、有毒な塩素ガスを発生することがある。
避けるべき条件	: 高温、日光
混触危険物質	: 強アルカリ性物質、金属（水素ガスの発生）、強酸化剤
危険有害な分解生成物	: 塩素、塩化水素、水素

11. 有害性情報

本品のデータがないため、「塩化水素（20%）」と「水（80%）」の混合物として有害性を分類。

急性毒性	: 経口 飲み込むと有害（経口）（区分4） 経皮 区分に該当しない。 吸入（ガス） 区分に該当しない（液体のため）。 吸入（蒸気） データ不足のため分類できない。 吸入（ミスト） 吸入すると有害（ミスト）（区分4）
皮膚刺激性/刺激性	: 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷（区分1A）
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 重篤な眼の損傷（区分1）
呼吸器感受性	: 吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ（区分1）
皮膚感受性	: 区分に該当しない。
生殖細胞変異原性	: データ不足のため分類できない。
発がん性	: 区分に該当しない。
生殖毒性	: 区分に該当しない。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	: 呼吸器系の障害（区分1）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	: 長期又は反復ばく露による歯、呼吸器系の障害（区分1）
誤えん有害性	: データがないため分類できない。

【当該製品のデータがないため、当該製品の判定根拠とした「塩化水素」の情報を示す。】

急性毒性	: 経口 ラット LD50=238～277mg/kg 飲み込むと中毒（経口）（区分3） 経皮 ウサギ LD50>5010mg/kg 区分に該当しない。 吸入（ガス） ラット LC50=1411 ppm（4.2mg/L）（4時間換算値） 吸入すると有害（ガス）（区分3） 吸入（蒸気） データ不足のため分類できない。 吸入（ミスト） ラット LC50=1.68 mg/L/1h（4時間値 0.42mg/L） 吸入すると生命に危険（ミスト）（区分2）
皮膚刺激性/刺激性	: ウサギを用いた皮膚刺激性試験で1～4時間ばく露により濃度次第で腐食性が認められている。 マウスあるいはラットに5～30分ばく露により刺激性及び皮膚の変色を伴う潰瘍が起きている。 ヒトでは軽度～重度の刺激性の報告、及び潰瘍や熱傷の発生を起こしたとの報告がある。 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷（区分1A）
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 眼の損傷・刺激性に関してはすべて本物質の水溶液である塩酸ばく露による。ウサギを含め複数の動物試験の結果、眼に対する重度の刺

呼吸器感受性	: 激又は損傷性、腐食性を示すとの記述があり、また、ヒトにおいても永続的な損傷や失明のおそれが記載されている。 重篤な眼の損傷(区分1) 日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて作成された職業性アレルギーの感受性化学物質の一つとしてリストアップされている。区分1とした。
皮膚感受性	: ヒトで塩化水素を含む清掃剤にばく露後気管支痙攣を起こし、1年後になお僅かの刺激により喘息様症状を呈したとの報告がある。 吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ(区分1) モルモットのMaximization Test及びマウスのEar Swelling Testの結果は陰性との報告がある。 15人のヒトに感受誘導後10～14日に適用した試験において誰も陽性反応を示さなかった。 区分に該当しない。
生殖細胞変異原性 発がん性	: データ不足のため分類できない。 IARCはGroup 3、ACGIHはA4 に分類されている。 ラット及びマウスの発がん性試験では発がん性を示唆する証拠は認められない。 ヒトの疫学調査の多くは、がん発生と塩化水素ばく露との関係に否定的である。 区分に該当しない。
生殖毒性 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: データ不足のため分類できない。 ヒトで吸入ばく露により呼吸困難、喉頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。また、動物試験では粘膜壊死を伴う気管支炎、肺の浮腫、出血、血栓など、肺や気管支に形態的損傷を伴う毒性影響がガイダンス値の区分1の範囲で認められている。以上のヒト及び動物の情報に基づき区分1(呼吸器系)とした。 呼吸器系の障害(区分1)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: ヒトで反復ばく露を受け侵食による歯の損傷を訴えた報告が多数認められている。 一方では慢性気管支炎の発生頻度増加が報告されている。 区分1(歯、呼吸器系)とした。 長期又は反復ばく露による歯、呼吸器系の障害(区分1)
誤えん有害性	: 区分に該当しない。

12. 環境影響情報

本品のデータがないため、「塩化水素(20%)」と「水(80%)」の混合物として有害性を分類。

生態毒性	
水生環境有害性 短期(急性)	: 水生生物に毒性(区分2)
水生環境有害性 長期(慢性)	: 区分に該当しない。
残留性・分解性	: データなし
生物蓄積性	: データなし
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

【当該製品のデータがないため、当該製品の判定根拠とした「塩化水素」の情報を示す。】

生態毒性	
水生環境有害性 短期(急性)	: 甲殻類(オオミジンコ)48時間EC50=0.492mg/L(SIDS、2005) 水生生物に非常に強い毒性(区分1)
水生環境有害性 長期(慢性)	: 強酸の水溶液として、毒性の要因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和されると考えられる。 区分に該当しない。
残留性・分解性	: データなし
生物蓄積性	: データなし
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。 都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して
-------	---

廃棄物処理を委託する。
 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
 必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
 本品は特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。
 (参考) 中和法
 水で廃液を希釈後、攪拌しながら廃液の酸度に応じたアルカリ溶液(水酸化ナトリウムなど)を徐々に加えて中和し、大量の水と共に排水処分する。
 強アルカリ溶液で中和すると発熱、飛び散りがあるので、注意すること。
 汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 157

国際規則
 国連番号 : 1789
 国連品名 : 塩酸
 国連分類 : 8 (腐食性物質)
 容器等級 :

国内規制

陸上規制情報 (毒劇法、道路法の規定に従う)
 海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 1789
 品名 : 塩酸
 クラス : 8 (腐食性物質)
 容器等級 :
 海洋汚染物質 : 非該当
 MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類 : Z (塩酸)
 少量危険物許容量 : 1L

航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 1789
 品名 : 塩酸
 クラス : 8 (腐食性物質)
 容器等級 :

少量輸送許容量物件 : 0.5L
 特別の安全対策 : 火気、熱気、直射日光を避ける。
 鋼材部分と直接接触しないようにする。
 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
 重量物を上積みしない。
 車輛等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (政令番号 第98号「塩化水素を0.2%以上含有するもの」)
 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (政令番号 第98号「塩化水素を0.1%以上含有するもの」)
 (別表第9)
 特定化学物質等障害予防規則
 特定化学物質等 第三類物質「塩化水素を含有する製剤」
 腐食性液体 (規則第326条)
 化学物質管理促進法 (PRTR法) : 非該当
 消防法 : 非該当
 毒物及び劇物取締法 : 劇物「塩化水素を10%超含有する製剤」(指定令第二条第16号)、
 包装等級

船舶安全法 (危規則)	:	腐食性物質
航空法	:	腐食性物質
海洋汚染防止法	:	有害液体物質、Z類物質「塩酸」(施行令別表第1)
水質汚濁防止法	:	指定物質「塩化水素」(施行令第三条の三) 生活環境項目「水素イオン濃度」(施行令第三条の一) 〔排水基準〕・海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 ・海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
大気汚染防止法	:	有害物質「塩素及び塩化水素」(政令番号: 政令第1条第2号) 特定物質「塩化水素」(政令番号: 政令第10条第9号)
麻薬向精神薬取締法	:	麻薬向精神薬原料「塩化水素を10%超含有する物(塩酸)」 ただし、輸出契約の総価額が30万円以下の場合は、適用除外 (非該当)となる。
輸出貿易管理令	:	輸出承認品目(別表第2の21-3) 「麻薬及び向精神薬取締法第二条第七号に規定する麻薬向精神薬原料その他の麻薬向精神薬の原材料となる化学物質として経済産業省令で定めるもの」 「塩化水素を10%超含有する物(塩酸)」 ただし、輸出契約の総価額が30万円以下の場合は、輸出承認品目から除外(非該当)となる。 キャッチオール規制(別表第1の16項) HSコード: 2806.10 第28類 無機化学品 ・輸出統計番号(2021年版): 2806.10-000 「塩化水素(塩酸)及びクロロ硫酸 - 塩化水素(塩酸)」 ・輸入統計番号(2021年9月19日版): 2806.10-000 「塩化水素(塩酸)及びクロロ硫酸 - 塩化水素(塩酸)」

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

参考文献	:	
化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ		化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ		化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧		中央労働災害防止協会編
化学大辞典		共同出版
安衛法化学物質		化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)		医歯薬出版
化学物質安全性データブック		オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)		三共出版
化学物質の危険・有害性便覧		労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances		NIOSH CD-ROM
GHS分類結果データベース		nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報		中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じて作成しています。